

第214回 役員会議事要録

日時 平成30年2月23日（金）午後1時30分～午後2時25分
場所 第三会議室（事務局管理棟3階）
出席者 学長 今岡春樹，理事（研究・情報担当）藤原素子，
理事（企画・広報担当）小路田泰直，理事（教育・学生担当）小川 英巳，
理事（総務・財務担当）井深順二
列席者 監事 酒居淑子，監事 福田隆一
議長 今岡学長

議事に先立ち，新任理事（小川理事）の自己紹介があった。

I. 審議事項

1. 学長選考会議委員（役員会選出）の選出について

学長から，平成30年1月31日付けで退任した角田理事の後任として，役員会より選出する学長選考会議委員の選考について，資料1により説明があり，審議の結果，小路田理事を選出した。なお，任期は角田理事退任後から理事としての任期と同一である平成30年2月1日から平成31年3月31日までの1年2か月間であることを確認した。

2. 学内諸規程等の改正等について

（1）国立大学法人奈良女子大学職員就業規則の一部改正について

井深理事から，資料2により説明があり，審議の結果これを承認し，平成30年4月1日付けで施行することとした。

（2）国立大学法人奈良女子大学職員給与規程の一部改正について

井深理事から，資料3により説明があり，審議の結果これを承認し，本日付けで施行，平成29年12月1日付けで適用することとした。

（3）国立大学法人奈良女子大学における職員の初任給，昇格及び昇給等に関する細則の一部改正について

井深理事から，資料4により説明があり，審議の結果これを承認し，本日付けで施行，平成29年12月1日付けで適用することとした。

（4）国立大学法人奈良女子大学外国人教師の取扱要項の一部改正について

井深理事から，資料5により説明があり，審議の結果これを承認し，平成30年3月1日付けで施行することとした。

- (5) 国立大学法人奈良女子大学職員退職手当規程の一部改正について
井深理事から、資料6により説明があり、審議の結果これを承認し、平成30年3月1日付けで施行することとした。
- (6) 国立大学法人奈良女子大学役員退職手当規程の一部改正について
井深理事から、資料7により説明があり、審議の結果これを承認し、平成30年3月1日付けで施行することとした。
- (7) 国立大学法人奈良女子大学役職員の再就職等の規制に関する規程の一部改正について
井深理事から、資料8により説明があり、審議の結果これを承認し、本日付けで施行することとした。

3. その他
特になし

II. 報告事項

1. 国立大学法人等における剰余金の翌事業年度への繰越しに係る承認について
財務課長から、資料9により昨年6月に文部科学省に申請した剰余金の翌事業年度への繰越しについて、このたび承認されたとの報告があった。
2. 会計報告（2月分）について
財務課長から、資料10により、予算執行状況の報告があった。
3. 人事報告について
総務・企画課長から、教員の人事異動について、資料11のとおり報告があった。
4. その他
- (1) 裁判について
岩阪事務局次長から、大阪高等裁判所で地位確認等請求控訴事件（平成29年5月3日高裁受付）の和解が本日成立したとの報告があった。
- (2) オリンピックに関する取り組みについて
小路田理事から、このたび本学教員との編著による「ニッポンのオリンピック」が刊行されたとの報告があった。

以上